



内閣感染症  
危機管理統括庁

# 感染症インテリジェンス（統括庁の取組）

令和8年2月9日

内閣感染症危機管理統括庁  
内閣審議官

眞鍋 馨

# 海外における感染症情報の収集・共有

## ○隨時報告（緊急性・重要性の高い情報）

- ・WHO、厚生労働省、外務省（在外公館を含む）、農林水産省からの報告・情報提供
  - ・海外の感染症インテリジェンス機関による情報収集
  - ・統括庁において、国内外の報道記事や世界各国機関の更新情報等を日々チエック

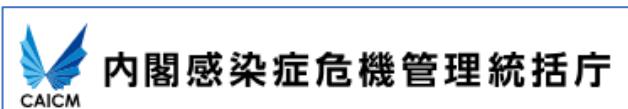
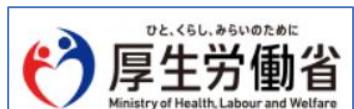
## ○定期（每週）報告

- ・海外の感染症インテリジェンス機関やJIHS、米国CDCから、1週間の感染症情報を入手



## ○厚生労働省、JIHSとの情報共有

## 注目されている国内外の感染症に関する情報を共有（週1回開催）

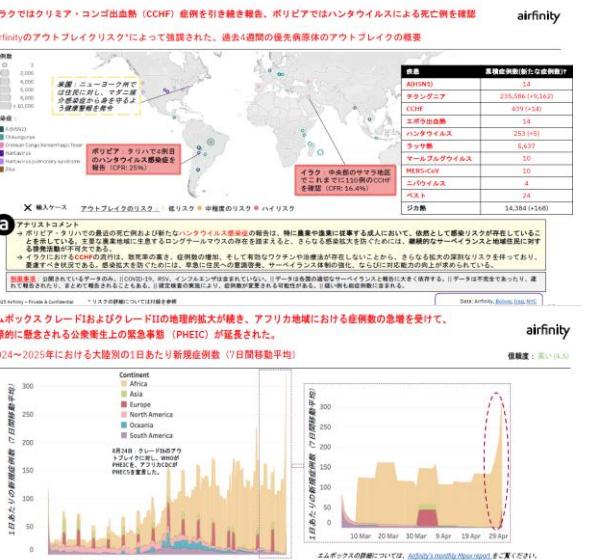


## 感染症対策情報共有会議



(国立感染症研究所 + 国立国際医療研究センター)

直近のトピック：  
鳥インフルエンザ  
エムポックス  
ウイルス性出血熱  
など



## 調報の例

# 感染症情報を活かした例（エムポックスに係る対応）

- 2022年5月以降の欧米を中心としたエムポックス（クレードII）の国際的な感染拡大を受け、WHOは1回目の「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を宣言（2022.7～2023.5）。
- アフリカ・コンゴ民主共和国等での感染拡大を受け、2024年8月15日（日本時間）にWHOが2回目のPHEICを宣言（2024.8～）。
- 政府においては、同年8月16日に関係省庁対策会議を開催。国内検査体制及び患者の受け入れ体制等を維持することなどを確認しており、全国の地方衛生研究所等と連携し、適切に検査・治療を受けられる体制を構築した。
- 2025年9月のPHEIC解除を受け、関係省庁対策会議を廃止する一方、引き続き、適切な検査や治療を受けられる体制を維持している。

- ・2022年7月23日～2023年5月10日 PHEIC（1回目）
- ・2022年7月23日～2023年8月10日 暫定的勧告（3回延長）
- ・2023年8月20日～ 現在 恒常的勧告（2回延長、2026年8月20日まで有効）
- ・2024年8月15日～2025年9月5日 PHEIC（2回目）
- ・2024年8月19日～ 現在 暫定的勧告（4回延長、2025年12月初旬まで有効）

